

災害時における救援物資等の輸送に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に迅速な救援物資等の緊急輸送活動（以下「輸送活動」という。）を実施するため、浦安市（以下「甲」という。）と千葉県トラック協会市川支部（以下「乙」という。）は次のとおり協定する。

第1条 この協定は、浦安市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う輸送活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

第2条 甲は、防災計画に基づく輸送活動を実施する必要が生じた場合は、次の事項を明らかにして電話等により、乙に対し輸送活動の協力を要請するものとする。

- (1) 支援の具体的な内容
- (2) 支援を希望する期間

2 乙は、前項の定めにより甲からの要請を受けた場合には、千葉県トラック協会市川支部緊急輸送対策本部（以下「トラック協会対策本部」という。）を設置するものとする。

3 前項の場合は、トラック協会対策本部の指令は、乙の支部長がこれを行うものとする。

第3条 輸送活動に係るトラック協会対策本部との連絡調整は、物資供給対策部が行うものとする。

第4条 出動の要請を受けたトラック協会対策本部は、ただちに所要の車両をもって「緊急輸送隊」を編成し、所定の日時、場所に急行し、甲の係員の指示を受け、輸送活動に従事するものとする。

第5条 輸送活動業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災場所への食糧等の輸送
- (2) 資器材等の輸送
- (3) その他、甲が要請した物資の輸送

第6条 輸送活動に要した費用については、甲が負担する。

2 前項の費用の範囲及び算定は、甲乙協議の上決定するものとする。ただし費用の算定については災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとし、甲の支払基準に基づき、甲は乙に支払うものとする。

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めない事項についてはその都度、甲、乙協議するものとする。

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、甲又は乙の一方が意義の申し出がない場合はこの期間は更に3ヶ年間延長するものとし、その後においても同様とするものとする。

上記協定締結の証とし、本協定書2通を作成し、甲、乙押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成24年12月21日

甲 浦安市猫実1丁目1番1号
浦安市
浦安市長 松崎秀樹

乙 市川市南八幡2丁目21番地1号
市川商工会議所内
千葉県トラック協会市川支部
支部長 南雲勝利